松江市ふるさと納税ブランディング業務委託 仕様書

1 業務委託名

松江市ふるさと納税ブランディング業務委託

2 業務の目的

松江市(以下、「本市」という。)では、ふるさと納税制度を通じて本市の魅力を全国に 発信することで、本市の取組みに共感し応援していただける寄附者を増やし、また、地場 産品の消費及び販路の拡大など地域活性化を図っている。

本業務は、新たな魅力ある返礼品の発掘や情報発信について、専門的知見を有する民間 事業者に委託することで、ふるさと納税を効率的かつ効果的に推進し、令和5年度目標寄 附金額である3億円を達成することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日の翌日から令和6年3月31日(日)まで

4 委託業務内容

- (1) 新たな返礼品の企画、選定及びポータルサイト掲載等業務
 - ア 寄附金額の増額に繋がる、本市の主力となる新たな返礼品(50品以上を必須とする)の企画、選定及び返礼品提供事業者との交渉を行い、本市と協議の上、ふるさと納税ポータルサイト(以下「ポータルサイト」という。)へ掲載すること。本業務でのポータルサイトとは、「ふるさとチョイス」「楽天ふるさと納税」「ふるなび」のことをいう。なお、受託者には、ポータルサイトの返礼品ページの編集が可能な権限を付与する。
 - イ 上記アの返礼品の特色を生かした魅力的な画像(5枚以上を必須とする)を撮影すること。また、寄附者が求める情報を画像内に表示するなど、返礼品の魅力が伝わる加工を施すこと。
 - ウ 各ポータルサイト内の検索機能で上位表示される工夫を講じること。
 - エ 上記ア〜ウについて、50品以上を令和5年10月31日(火)までに完了させること。
- (2) 本市が指定する返礼品のポータルサイト掲載業務
 - ア 本市が指定する返礼品(目安:100~200品)について、ポータルサイトへ 掲載すること。本業務でのポータルサイトとは、「ふるさとチョイス」「楽天ふる さと納税」「ふるなび」のことをいう。なお、掲載に必要な返礼品情報(原稿及び 画像)については本市が提供するが、寄附者が求める情報を加えるなど、返礼品 の魅力が伝わる工夫を講じること。
 - イ 各ポータルサイト内の検索機能で上位表示される工夫を講じること。
 - ウ 上記ア~イについて、令和5年2月29日(木)までに完了させること。

(3) プロモーション業務

- ア 本市の魅力やふるさと納税、返礼品のPRを、ポータルサイトを含め、メールマガジン(「ふるさとチョイス」「楽天ふるさと納税」)などの各種媒体を活用して効果的かつ積極的に実施すること。本業務でのポータルサイトとは、「ふるさとチョイス」「楽天ふるさと納税」「ふるなび」のことをいう。
- イ 各ポータルサイトでの特集の企画や記事等の作成を行うこと。
- ウ 「楽天ふるさと納税」のRPP広告や「ふるさとチョイス」のカテゴリPR枠などの有料広告を本市が活用する際に、寄附金額アップにつながるアドバイスを行うこと。なお、これに係る経費は1,100,000円(消費税および地方消費税を含む)を上限に別途本市が負担する。また、効果的な有料広告がある場合は提案すること。

(4) 本市への支援に関する業務

- ア 受託者は、本市ふるさと納税担当者との定期的な情報交換を行い、事業のさらな る推進に資する魅力的かつ効果的な助言を行うこと。
- イ その他、ふるさと納税に関するサービスで活用できるものがあれば提案すること。特に、寄附を増やすための独自の方策、本市の業務効率化・業務軽減につながる方策があれば提案すること。ただし、提案内容については本市と協議の上、 実施するものとする。

5 委託成果

受託者は、次の成果品を本市へ提出すること。

(1) 業務報告

毎月、受託者は、業務内容について本市の指定する日までに業務実績報告書を提出し、検査を受けること。また、定期的に本市と協議の場を設け、情報共有を行うこと。

(2) 返礼品情報

- ア 前記「4(1)新たな返礼品の企画、選定及びポータルサイト掲載等業務」で収集した返礼品情報(原稿及び画像)の電子データについて、ポータルサイト掲載日から5日以内に、利用可能な形式で本市へ提供すること。なお、納入する画像データは、JPEGデータとする。
- イ 納入された画像および原稿の著作権は本市に帰属するものとする。

6 秘密の保持

本業務の履行にあたり、知り得た秘密を他の目的に使用し、また、他に漏らしてはならない。委託期間が終了した後も同様とする。

7 情報セキュリティの確保

本業務の履行に際し、個人情報を含むすべての情報の取扱いについて情報セキュリテ

ィの重要性を認識し、情報の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他事故から保護するため、 適切な管理を行わなくてはならない。

8 寄附情報の保存

受託者は、委託業務に関する資料を書面または電子データにより、一定期間保存すること。

9 留意事項

- (1) 生産・製造・販売等に関する法令などを遵守し、適正に業務を遂行すること。
- (2) 業務の遂行に際して必要な消耗品・旅費等の経費は委託料に含むものとする。
- (3) 本事業の全部を第三者に委任し、または請け負わせてはならない。ただし、本事業の一部についてあらかじめ本市の承諾を得た場合はこの限りではない。なお、 再委託した業務に伴う当該第三者の行為については、受託者がすべての責任を 負うものとする。
- (4) 事業実施にあたり、事故や運営上の問題などが発生した場合には、速やかに本市へ連絡すること。
- (5) 本業務の達成にあたり、より効果的かつ魅力的な事業とするため、本仕様に関す る新たな提案は妨げない。
- (6) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合またはこの仕様書に定めの ない事項については、本市と協議のうえ、定めるものとする。